

医療法人創起会くまもと森都総合病院における研究に関する利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、臨床研究その他の研究を行う研究者、関係者、被験者及び医療法人創起会くまもと森都総合病院（以下「当院」という。）等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最優先としつつ、当院及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、当院の社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図ることを目的とする。

(利益相反)

第2条 臨床研究等の実施者及び関係者が、被験者や当院と連携をとりながら行う臨床研究等によって得られる直接的利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）及び間接的利益と、社会に開かれた研究・教育を実践するという当院職員としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供するという医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況をいう。

(委員会)

第3条 利益相反に関する審議を行い、利益開示を受ける委員会として、医療法人創起会くまもと森都総合病院研究利益相反審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、医療法人創起会くまもと森都総合病院研究利益相反審査委員会規程の定めるところによる。

(対象)

第4条 利益を開示すべき人的範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 臨床研究等の実施者
- 二 前号に規定する者の配偶者及び生計を一にする扶養親族（一親等の者に限る。）
- 三 前二号に掲げる者のほか、委員会が必要と判断した者

2 利益開示が必要とされる行為及び状況は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 経済的利益 株式保有、知的財産、金銭的収入、借入、役務提供等
- 二 経営関与 役員、顧問等への就任等

附 則

(施行期日)

この規程は、2020年12月1日から施行する。

改定 2026年1月1日 フォントの見直し

別紙

くまもと森都総合病院利益相反委員会

委員長 大佐古智文 副院長

副委員長 大門勇作 事務部長

委員 橋本和幸 総務課長

事務局 間 洋希 総務課